

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程（昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表第一項中、「昭和四十年徳島県人事委員会規則七 一」を、「（徳島県人事委員会規則七 一）」に改め、同項第二号中「副教育長及び」を「副教育長、教育改革統括監及び」に改め、同表第五項及び第六項を削り、第四項の次に次の一項を加える。

五 公益信託に関すること。

1 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則

教育長

第二条第二項に規定する旧法公益信託及び同法附則第四条第一項に規定する旧信託法公益信託の監督に関すること。

別表第一の表中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

別表第二教育政策課の表第六項中、「平成二十八年徳島県人事委員会規則四 九」を「（徳島県人事委員会規則四 九）」に改め、同項第十七号中「（昭和四十一年徳島県人事委員会規則一 一）」を「（徳島県人事委員会規則一 一）」に改める。

別表第二教育創生課の表に次のように加える。

四 寄宿舎の新設等に係る企画調整に関すること。

1 寄宿舎の新設等に係る企画調整に関する事務を処理す

課長

ること。

別表第二教職員課の表第五項中、「昭和二十七年徳島県人事委員会規則六 五」を「（徳島県人事委員会規則六 五）」に、「（昭和二十七年徳島県人事委員会規則六 二四）」を「（徳島県人事委員会規則六 二四）」に改め、同項第二十四号中「（平成二年徳島県人事委員会規則六 一二三）」を「（徳島県人事委員会規則六 一二三）」に改め、同項第二十五号中「（昭和四十九年徳島県人事委員会規則六 八七）」を「（徳島県人事委員会規則六 八七）」に改め、同項第二十六号中「（昭和五十三年徳島県人事委員会規則六 二七）」を「（徳島県人事委員会規則六 二七）」に改め、同項第二十七号中「（昭和三十三年徳島県人事委員会規則六 二六）」を「（徳島県人事委員会規則六 二六）」に改め、同項第二十八号中「（昭和四十八年徳島県人事委員会規則六 一四）」を「（徳島県人事委員会規則六 一四）」に改め、同項第三十号中「（昭和三十四年徳島県人事委員会規則六 二八）」を「（徳島県人事委員会規則六 二八）」に改める。

別表第二福利厚生課の表第三項中「（昭和二十九年徳島県人事委員会規則六 一〇）」を「（徳島県人事委員会規則六 一〇）」に改める。

別表第五中「（第六条の三関係）」を「（第六条の四関係）」に改め、同表第一項中「

(昭和二十七年徳島県人事委員会規則六 五)「を」(徳島県人事委員会規則六 五)「に改め、同表第三項中」(昭和四十九年徳島県人事委員会規則六 八七)「を」(徳島県人事委員会規則六 八七)「に改め、同表第四項中」(平成二年徳島県人事委員会規則六 一一三)「を」(徳島県人事委員会規則六 一一三)「に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。